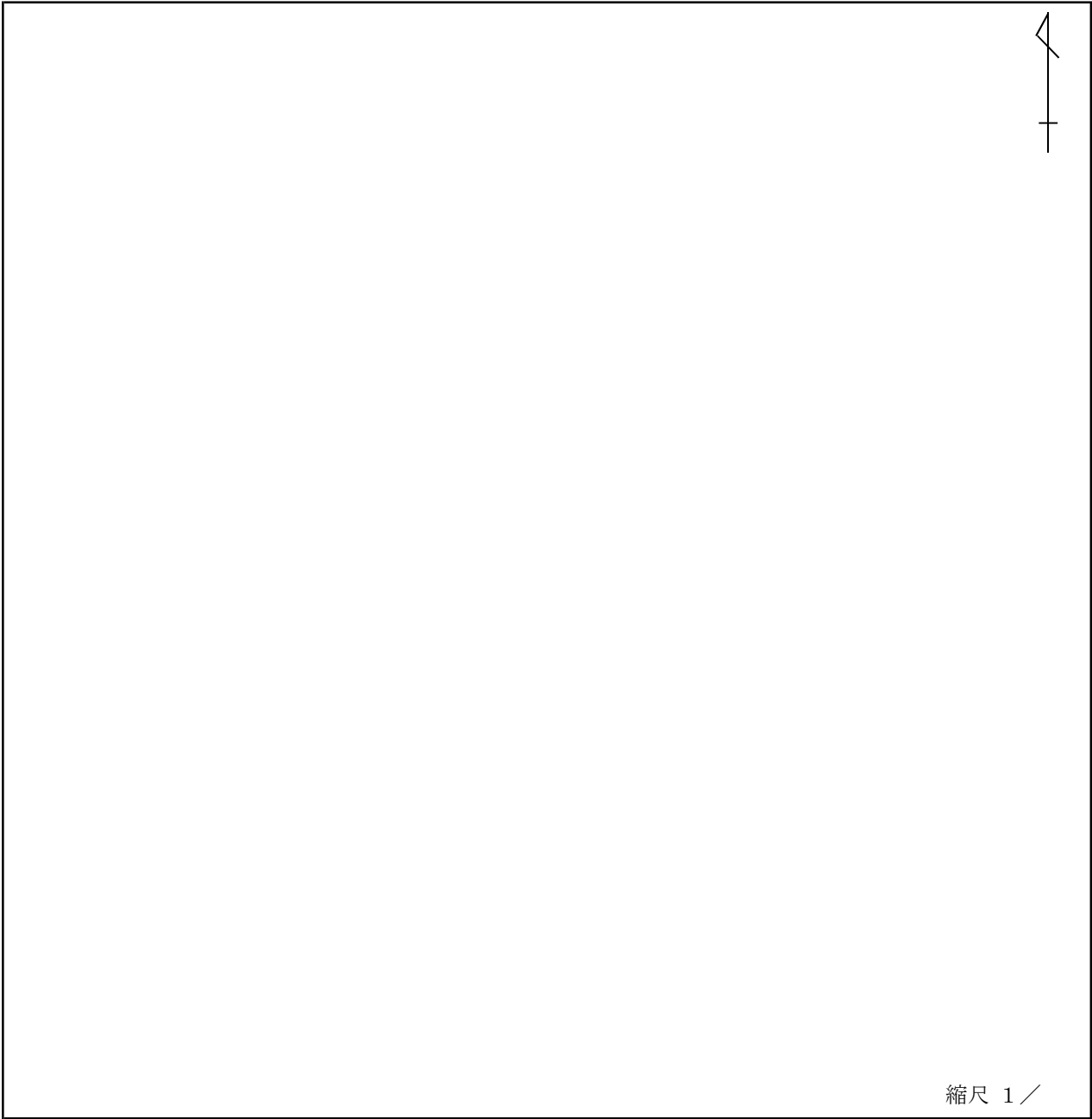


生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設配置図



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示することともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1 ～ 3 に記載した施設番号を付記して下さい。
- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対象できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺及び方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

| 施設の名称     | 色彩  |
|-----------|-----|
| 生産施設      | 青   |
| 緑 地       | 緑   |
| 重複緑地      | 網掛け |
| 緑地以外の環境施設 | 黄   |